

## 第 6 回農業委員会議事録

日 時 平成 29 年 6 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室

出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・山本洋子  
・前平正美・坂元芳郎・中村道也・吉川正克  
・谷上政広・押田明・日高憲治  
事務局 ・橋口・阪元

議 題 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 25 号 農用地利用集積計画承認の件 (利用権設定)

議 題 議案第 26 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件

その他



会長	珊瑚。海の珊瑚？
事務局	はい。
徳弘	ニラだけ？
事務局	主にニラだけです。
会長	何才くらい？
事務局	43 才です。
会長	場所はどの辺？
事務局	■■■さんの所の北側に。割付になります。食事をする□□□の所の近くの畑で1反8セになります。
坂元	割付でニラを作るの？
事務局	この人が作るのはニラだけと聞いています。
坂元	尾立も？
事務局	はい。そうです。
徳弘	△△△さんの所は1,000 m <sup>2</sup> と4,000 m <sup>2</sup> だけど、残りは？
事務局	残りは貸しています。何回もこの土地は、議案に上がっているのですが、○○○さんという方と、△△△さんという韓国の方です。
徳弘	賃借料が□□□円というのは、みんな一緒？この人だけ？
事務局	本当は、安いのかなと思います。
徳弘	他の人は、違う料金で借りているの？



事務局	<p>4 番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字川原田・・・ 田 332 m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 100px;">" .....</p> <p style="padding-left: 100px;">田 906 m<sup>2</sup> 1,238 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 後継者への移譲</p> <p>(期間) H29.7.1~H39.6.30</p>
押田	譲渡する訳じゃなくて、貸すの？
事務局	はい。
会長	前もあったがね。こんなにしないといけなかったから？
事務局	はい。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の議案の、経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>(譲受人) ○○○</p> <p>(譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字瀬脇・・・ 田 1,345 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 新規</p> <p>(対価) 10 a 当たり □□千円</p> <p>(期間) H29.8.1~H39.7.31</p> <p>2 番</p> <p>(譲受人) ○○○</p> <p>(譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字入野字五ヶ所・・・ 田 1,000 m<sup>2</sup></p>

	<p> " . . . 田 1,000 m<sup>2</sup>  " . . . 田 653 m<sup>2</sup> 2,653 m<sup>2</sup>  (申請理由) 新規  (対価) 10 a 当たり □□千円  (期間) H29. 8. 1~H39. 7. 31   3 番  (譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢 . . . 田 426 m<sup>2</sup>  " . . . 田 525 m<sup>2</sup>  " . . . 田 931 m<sup>2</sup>  " . . . 田 946 m<sup>2</sup> 2,828 m<sup>2</sup>  (申請理由) 新規  (対価) 10 a 当たり □□千円  (期間) H29. 7. 1~H35. 6. 30  この土地を、■■■さんが借り受け致します。 </p>
日高	<p>貸すのはいいのだけれど、借り側。おそらく、牧草を作ると思うのだけれど、畔を切るように指導して下さい。そこを徹底して貰わないと迷惑します。</p>
事務局	<p>△△△さんは○○○さん。△△△さんの所は○○○さんです。</p>
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次に、農地法の適用を受けない土地の証明について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番  (申請者) ○○○</p>

	<p>(申請地) 綾町大字南俣字四枝・・・ 田 264 m<sup>2</sup>  (申請理由) 10 年以上前から宅地の一部となっていた</p> <p>2 番</p> <p>(申請者) ○○○  (申請地) 綾町大字南俣字四枝・・・ 畑 290 m<sup>2</sup>  (申請理由) 10 年以上前から宅地の一部となっていた○○○さんのご自宅の中に田と畑が混在しておりまして、宅地の一部として長い間使われていた農地です。実際には、農業倉庫が建っておりまして、非農地判断かなという事で今回議案にあげております。</p>
会長	農業地のまま、倉庫を建てたのですね。
事務局	はい。ハウスのような倉庫です。
会長	これは、○○○さんのご兄弟？
事務局	はい。ご兄弟です。
徳弘	これは、10 年以上とあるけど、実際は 10 何年なのか 20 年近くなの？
事務局	正確には、すいません。聞き取りでは 10 年以上前と聞きました。
会長	今頃分かったのですか？
事務局	そうですね。農地だったというのが、最近分かったという事です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	いつもの定例会は 25 日ですが、今回は 27 日でお願いします。

会長	以上をもって議案審議は終わらせていただきます。
----	-------------------------

この議事録は、平成 29 年 6 月 26 日開催の第 6 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 谷上 政広

議事録署名委員 徳弘 孝一